

公式ホームページ「区民のひろば」記事掲載要領

(目 的)

第1条 この要領は、台東区（以下「区」という。）公式ホームページの「区民のひろば」における「催しもの」及び「会員募集」の記事掲載に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載することができる記事)

第2条 「区民のひろば」に掲載することができる記事は、社会教育登録団体、PTA等、その代表者、構成、活動内容等が区又は教育委員会で確認できる団体が主催する活動又は催しもので、区民を対象としているものに係る記事とする。ただし、区長が適当と認めたときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当するものに係る記事は、掲載することができない。

- (1) 営利又は売名が目的のもの
- (2) 投稿者が職業として行っているもの
- (3) 特定の政治団体、宗教団体等の活動に係るもの
- (4) 参加費又は会費が高額なもの
- (5) 「催しもの」については、「広報たいとう」に掲載したもの（掲載依頼しているものを含む。）
- (6) 「会員募集」については、「広報たいとう」に掲載依頼しているもの、及び、活動場所が区内公共施設でないもの（活動場所については、区長がやむを得ないと認めた場合を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が掲載を不適當と認めたもの

(広告の取扱い)

第3条 前条に規定する掲載することができる記事以外の記事については、台東区広告事業実施要綱（平成22年10月1日付22台総長第114号）に基づく広告として取り扱うものとする。

(掲載の依頼)

第4条 「区民のひろば」に記事の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、所定のメールフォームにより区長に依頼をしなければならない。

2 既に「会員募集」に記事を掲載している者が、次条第2項に規定する掲載期間終了後においても継続掲載を希望する場合は、前項と同様とする。

(掲載期間)

第5条 「催しもの」の記事は、当該催し物が終了する日まで掲載するものとする。

- 2 「会員募集」の記事は、掲載希望者が希望する期間について掲載するものとする。この場合において、掲載期間は3箇月を限度とするが、区長が適当と認めたときは、継続して記事を掲載することができるものとする。

(掲載内容)

第6条 掲載する記事の内容は、メールフォームの項目に準じた内容とする。

- 2 掲載する記事には、外部サイトへのリンクは行わない。ただし、区長が特に認めたときは、この限りでない。

(掲載の決定)

第7条 区長は、第4条に規定する掲載依頼を受けた場合は、第2条の規定により内容を審査のうえ、掲載の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により掲載を可としたときは、原稿内容の編集を行うことができるものとする。
- 3 「区民のひろば」に記事を掲載する者は、必要に応じて、会員名簿及び活動状況についての書類を区長に提出しなければならない。

(掲載の取消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記事の掲載を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反しているとき
- (2) その他ホームページへの掲載が適切でないと判断したとき

付 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。